

Uni Parents の会

代表 [REDACTED] 様

三田市長 森 哲男



三田市における発達障がい（LD・AD/HD・自閉症）がある児童・生徒に対する合理的配慮の周知を求める要望書について（回答）

日頃は三田市行政の推進について、ご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
令和元年6月26日付けにて要望のあった標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 三田市における発達障がいがある児童・生徒に対する合理的配慮の周知の徹底を求めることについて

（回答）

三田市では、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年6月26日法律第65号）の制定を受け、三田市障害を理由とする差別をなくしすべての人が共に生きるまち条例（平成30年3月23日三田市条例第8号）を制定し、平成30年7月1日から施行しているところです。

その中で、幼少期の頃から障害及び障害者に対する理解を促し、障害を理由とする差別の解消を推進し、相互に尊重し合う共生社会の実現に向けて取り組んでおります。

教育委員会においても、この間、個々の実態に応じた指導、支援の充実を図るため、研修、相談、環境整備等に努めてまいりました。

研修事業においては、教職員の理解促進のため、特別支援教育に関する研修会を毎年20回程度開催しており、4年間でのべ1,300名を上回る保育士、教職員が学んでおります。発達障害に特化した研修も行っており、個々の児童生徒に応じた指導、支援についての理解が少しずつではありますが、浸透しつつあるものと考えております。

教育相談については、大学から講師を招聘するなどして年間100ケース以上、各学校園に訪問しての巡回相談等は年間200回近く実施してまいりました。

また、障害のある児童生徒が地域の小中学校で学べるように、手すりやエレベーターの設置を行うとともに、人的支援として、自立支援員（介助員）、指導員、看護師の配置等を行うなど、教育環境の整備、充実を図ってまいりました。

しかしながら、合理的配慮や発達障害に対する理解について、各学校間でのばらつきがあることも認識しており「教師やクラスメイトからの理解が乏しいが故に、教室で浮いた存在となったり、居場所がなくなったり、困り感を抱えたままの状態に置かれている。」といったご指

摘を踏まえ、今後、さらに合理的配慮や発達障害に対する理解、周知に努めるとともに、これら研修や相談、教育環境の整備等を通じて、個に応じた指導、支援、配慮等が適切に行われるよう、より実効性のある取り組みを進めてまいります。

1-2. 具体策と行動計画について

(回答)

今年度より以下の新たな取組を計画しております。

まず、研修については、これまでの研修会に加え、夏季休業期間中に、全小学校において「特別支援教育の視点を取り入れた授業改善～学びの困難さに応じた工夫～」という内容で校内研修会を計画し、現在、順次実施しております。これにより、すべての小学校教員が発達障害を含めた児童の困り感に寄り添った授業の実施に向けて研修を受けることとなります。今年度の動向を踏まえ、次年度には中学校において、全校での校内研修会の実施を検討してまいります。

次に、個々の児童生徒に応じた合理的配慮について、各学校への周知、実践を推進するため、各学校で作成する個別の教育支援計画について、児童生徒に対する支援、配慮を記入する欄を設けるなど、その様式を刷新し、保護者とも共通理解が図れるよう取組を始めます。また、これらのことと並行して、サポートファイルの活用方法についても変更を加え、運用を開始する予定としております。

具体的には、各学校で作成した個別の教育支援計画をサポートファイルに挟み、生活ステージの節目でスムーズに移行できるように活用することや、本人、家族を中心として、福祉と教育の連携が可能となるよう、放課後等デイサービスや小学校・中学校等、それぞれの支援機関が作成する個別計画をサポートファイル上で情報共有をしております。

次に、環境整備として、現在、難聴児を対象に音声文字変換装置の試験的な導入を進めております。音声から文字への変換機能を利用して、これまでのノートテイクによる支援を転換することや、将来的には、難聴児のみならず、書字障害の児童生徒への活用、また、文字から音声に変換する機能を利用して、読字障害など、読みに困難さがある児童生徒への読み上げ支援とするなど、より広範囲な活用を検討してまいります。

さらには、今後、この試験運用の状況を踏まえ、タブレットの貸し出しや活用の実践例の紹介等を行い、特別支援教育に対するタブレットの導入拡大についても、検討を進めてまいりたいと考えております。

これら研修、相談事業等を通じた、合理的配慮に対する理解の促進、啓発とともに、人的、物的環境整備を計画的に進めてまいります。

2. 発達障がい児への特別支援が当たり前の学校にしてください。

(回答)

①相談窓口について

教育委員会の相談体制については、本人、保護者からの悩み、不安に対して、迅速な対応が可能となるような体制の強化が必要であると認識しており、現在、学校教育課内に電話相談受付窓口を設置し、専門的な内容や、学校には直接言いづらいことなどを含めた、多様な相談にも迅速かつ適切に対応ができるよう、体制の整備に努めているところです。

また、各学校の特別支援教育コーディネーターの周知を図るとともに、教職員の相談力等の向上に引き続き努めてまいります。

市の相談窓口については、現在、福祉共生部共生社会推進室には「地域福祉課」「生活支援課」「人権推進課」「障害福祉課」の4課があり、それぞれの課において所管する事務や相談業務等が異なることから、市広報紙やホームページ等を通じて周知するとともに、障害に関する総合相談窓口として、総合福祉保健センターに「きいてネット」を設置し、障害に関する様々な相談等にも対応しているところであり、今後も、引き続き、わかりやすい情報の発信、相談しやすい環境づくりに努めてまいります。

②福祉と教育の連携について

学校と児童クラブや放課後等デイサービスなどの福祉サービスとの連携については、サポートファイルを用いるなど、それぞれの情報を共有することにより、児童生徒への支援を一貫したものとなるように進めてまいります。さらに、福祉・教育の関係機関でそれぞれの取り組みについての共通理解を図るとともに、顔の見える関係を構築していきます。研修会への相互参加も進め、さらに資質の向上を図るとともに、お互いの専門性を理解する機会としていきたいと考えております。

③社協だよりが発達障害の記事を見かけないことについて

さんだ社協だよりにつきましては、市民から「発達障がいの記事を見かけない」というご意見があったことを三田市社会福祉協議会にお伝えいたします。

④情報発信について

保護者、市民への情報発信については、学校だより、学年だより等により、子どもたちの様子や状況等を発信している学校もありますが、各学校によってもバラつきがあることから、情報発信の必要性等についても周知するとともに、発達障害に係る市民向け講座等について、保護者に対してこれまで以上に積極的に紹介できる体制を整えてまいります。

また、昨年開催しました「障害者共生協議会」では、障害者が孤立しない地域づくりに向け、様々な意見が出されました。それらの中には「障害者が地域で孤立している」、「地域との関わりが少ない」との意見とともに、「地域に積極的に情報発信し、地域と自然な交流が生まれている障害者もおられる」との意見が出されました。

「障害者共生協議会」からは、障害のある人となない人の相互理解が進むことにより、共生社会に近づくとの認識に立ち、相互理解を進めるためには、障害者やその家族、地域、支援者それぞれが連携して、「きっかけ作りのイベント的関わり」、「関係性を深める日常的関わり」、「関わり構築を支援する取り組み」の3つの視点から取り組みを進めることが必要であるとの報告がなされました。

市としましても、今年度から市役所全体でこの対応策について取り組むとともに、地域に対する情報発信と理解啓発に力を入れ、市民一人ひとりが主体的に共生のまちづくりに取り組む地域となるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

⑤特別支援教育支援補助員の配置について

第2期教育振興基本計画（P55）に記載の通り、通常学級において、特別な支援を要する子どもが在籍する学級を対象に、必要に応じて特別支援教育指導補助員を配置しております。現在、小学校20校中、15校に13名の指導補助員を配置し、校内の支援体制、自立に向けた指導の充実に努めているところであります。

そのほか、中学校では、希望する生徒全員が通級指導を受け、さらに実施時数を増やすことができるよう、通級指導担当教員の増員について、県教育委員会への働きかけを強化してまいります。

⑥子どもたちが発達障がいの特性を理解できるよう導くべき

各学校においては、障害のあるなしに関わらず、個々の違いを認め合い、助け合い、支え合う教育を進めております。しかし、発達障害はその違いの見えにくさゆえに、行動面で表れている状態が個人の努力不足として認識されてしまうこともあります。

日常生活の中での学び合いはもちろんのこと、等々の視聴覚教材も必要に応じて活用し、発達障害の理解を広めていく取り組み、個々の実態を正確に伝えていく仕組みづくり、支援の方法を広く周知できる体制を構築し、個性を理解したうえで、共に学ぶことのできる学校、支え合える社会となるよう、全市を挙げて取り組みを強化してまいりますので、引き続き、ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

<お問い合わせ>

経営管理部行政管理室総務課（TEL 079-559-5035）

回答させていただいた内容に質問等がございましたら、上記お問い合わせにご連絡ください。

なお、本件は、担当する課が複数となっており、即答が出来ない場合もございますが、その際は、担当する課から別途ご連絡させていただき回答いたします。